

<観光施設使用料>

(単位：円)

区分		現行	改定後※	
施設内における物品の販売、募金などの行為	1 m ² 当り 1 日	110	120	
施設内における興業	1 m ² 当り 1 日	35	36	
施設内における競技会、展示会、博覧会等の催し	1 m ² 当り 1 日	35	36	
施設内における広告の表示	1 m ² 当り 1 日	110	120	
施設内における売店等の設置	1 m ² 当り 1 月	630	650	
施設内における売店等の運営	1 m ² 当り 1 月	1,100	1,120	
浜中海浜公園緑地駐車場	1 台当り 1 日	大型車	1,000	1,020
		普通車	700	720
沖見海浜公園緑地駐車場	1 台当り 1 日	大型車	1,000	1,020
		普通車	700	720
沖見海浜公園緑地緑地帯	1 m ² 当り 1 日	110	120	

※ 指定管理者制度導入施設のため、改定後の額は条例で定める金額です。このため、実際の使用料については条例で定める金額の範囲内において、市と指定管理者で定めることとなります。

お問い合わせ： 地域振興部経済港湾課

電話番号： 42-1840